

第4次平生町男女共同参画プラン住民意識・実態調査

《ご協力のお願い》

令和3年9月
平生町

平生町では、「第五次平生町総合計画」や「平生町男女共同参画プラン」に基づき、性別にかかわらず、町民の一人ひとりが個性と能力を十分に発揮し、共に責任を分かち合うことのできる男女共同参画社会の実現を目指し、様々な取組を進めているところです。

この取組を一層推進するため、平生町男女共同参画プランの見直しの時期にあわせて、町民の皆様の男女共同参画に関する考えをお聞きする調査を実施しています。

この調査は、町内にお住まいの18歳以上の方々の中から、無作為に抽出し、選ばせていただきました男女各550名の方をお願いするものです。

ご回答いただいた内容は、行政上の基礎資料として活用させていただくことを目的としており、この目的以外に使用することはありません。また、あなたの名前や回答の内容が外部に漏れることは一切ありません。

お忙しいところ、誠に恐縮ですが、調査の趣旨をご理解いただき、何とぞご協力くださいますようお願い申し上げます。

【調査への回答に関する注意事項】

【ご記入に当たってのお願い】

- 1 調査の対象となる方は、調査票を郵送させていただいた宛名の方になります。
必ず、ご本人様がお答えくださいますようお願いいたします。
- 2 お答えは設問ごとに（○はひとつだけ）、（○はいくつでも）など、それぞれ指定されていますので、ご注意ください。○印は番号を囲んでください。
- 3 「その他」の場合には、その番号を○で囲むとともに（ ）内に具体的な内容をご記入ください。
- 4 ご記入いただいた調査票は、同封の返信用封筒（切手不要）に入れて、
10月1日（金）までに投函してください。
- ※ 調査票及び返信用封筒にお名前を記入される必要はありません。
- 5 調査についてご不明な点やご質問がありましたら、以下にお問い合わせください。



平生町役場 地域振興課 まちづくり推進班
〒742-1195

平生町大字平生町 210-1

電話：0820-56-7120

メール：machi2@town.hirao.lg.jp

担当：服部（奈）、植田

あなたご自身のことについて、おたずねします。

F 1 あなたの性別は（○はひとつだけ）

- 1 男性 2 女性 3 自由記述（ ）

F 2 あなたの年齢は（○はひとつだけ）

- | | | |
|----------|-----------|-----------|
| 1 18～19歳 | 6 40～44歳 | 11 65～69歳 |
| 2 20～24歳 | 7 45～49歳 | 12 70～74歳 |
| 3 25～29歳 | 8 50～54歳 | 13 75～79歳 |
| 4 30～34歳 | 9 55～59歳 | 14 80歳以上 |
| 5 35～39歳 | 10 60～64歳 | |

F 3 あなたは結婚していますか。（○はひとつだけ）

- 1 結婚している（事実婚や、別居を含む） 2 離別または死別 3 未婚

F 4 お子さんがおられますか。（別居、独立したお子さんも含む）（○はひとつだけ）

- 1 いる（ 人） 2 いない

F 5 あなたの世帯構成はどれですか。（○はひとつだけ）

- | | |
|----------------|-------------------------------|
| 1 単身世帯（ひとり暮らし） | 4 3世代世帯（親と子と孫） |
| 2 1世代世帯（夫婦だけ） | 5 その他（ ） |
| 3 2世代世帯（親と子） | |

F 6 あなたのお仕事を教えてください。

2つ以上仕事をおもちの方は、主なものをひとつお答えください。（○はひとつだけ）

- | | | | | | |
|-----|---|-----------------|-------------------------------|---|---------|
| 勤め人 | ┌ | 1 常勤 | 無職 | ┌ | 5 主婦・主夫 |
| | | 2 パートタイマーなど | | | 6 学生 |
| 自営業 | ┌ | 3 農林漁業 | 8 その他（ ） | | |
| | | 4 商業・工業・サービス業など | | | |

男女の地位の平等についておたずねします。

問1 あなたは、次のような各分野で男女の地位は平等になっていると思いますか。

アからクの各項目について、1から6の中であなたの気持ちに最も近いものを選んでください。また、不平等を感じたことがある方、「6 その他」を選ばれた方は、差支えなければ下の欄に具体的にご記入をお願いします。

	男性の方が非常に優遇されている	どちらかといえば男性の方が優遇されている	平等である	どちらかといえば女性の方が優遇されている	女性の方が非常に優遇されている	わからない・その他
○はアからクまでそれぞれひとつずつ						
ア 家庭生活の中で	1	2	3	4	5	6
イ 就職の機会や職場の中で	1	2	3	4	5	6
ウ 学校教育の中で	1	2	3	4	5	6
エ 地域活動の中で	1	2	3	4	5	6
オ 政治経済活動の中で	1	2	3	4	5	6
カ 法律や制度の面で	1	2	3	4	5	6
キ 社会通念・慣習・しきたりなどで	1	2	3	4	5	6
ク 社会全体として	1	2	3	4	5	6
(具体的に)						

問2 今後、男女が社会のあらゆる分野でもっと平等になるためには、何が重要だと思いますか。(○はいくつでも)

1	女性を取り巻く様々な偏見や、固定的な社会通念・慣習・しきたりを改めること
2	法律や制度の面での見直しを行い、女性差別につながるものを改めること
3	女性自身が経済力をつけたり、知識・技術を習得するなど、積極的に力の向上を図ること
4	女性の就業、社会参加を支援する施設やサービスの充実を図ること
5	行政や企業などの重要な役職に一定の割合で女性を登用する制度を採用・充実すること
6	子どもの時から家庭や学校で男女の平等について教えること
7	その他 ()
8	わからない

男女の生き方についておたずねします。

問3 「男は仕事、女は家庭」という考え方について、あなたはどのように思いますか。(○はひとつだけ)

- | | |
|-------------------|----------------|
| 1 賛成 →問4へ | 4 反対 →問5へ |
| 2 どちらかといえば賛成 →問4へ | 5 どちらでもない →問6へ |
| 3 どちらかといえば反対 →問5へ | |

問4 問3で「1 賛成」「2 どちらかといえば賛成」と答えた方にお聞きします。なぜそう思いましたか。(○はいくつでも)

- 1 日本の伝統的な家族の在り方だと思うから
- 2 自分の両親も役割分担をしていたから
- 3 男性が外で働いた方が、多くの収入を得られると思うから
- 4 女性が家庭を守った方が、子供の成長などにとって良いと思うから
- 5 家事・育児・介護と両立しながら、女性が働き続けることは大変だと思うから
- 6 その他 ()

問5 問3で「3 どちらかといえば反対」「4 反対」と答えた方にお聞きします。なぜそう思いましたか。(○はいくつでも)

- 1 男女平等に反すると思うから
- 2 自分の両親も外で働いていたから
- 3 男性も女性も働いた方が、多くの収入を得られると思うから
- 4 女性が働いて能力を発揮した方が、個人や社会にとって良いと思うから
- 5 家事・育児・介護と両立しながら、女性が働き続けることは可能だと思うから
- 6 固定的な男性と女性の役割分担の意識を押しつけるべきではないから
- 7 その他 ()

女性の活躍についておたずねします。

問6 社会の中で意思決定の場に女性の参画が少ない理由は何だと思えますか。(○はいくつでも)

- 1 家庭、職場、地域における性別役割分担、性差別の意識
- 2 男性優位の組織運営
- 3 家庭の支援・協力が得られない
- 4 女性の能力開発の機会が不十分
- 5 女性の活動を支援する仕組みの不足
- 6 女性側の積極性が十分でない
- 7 女性の参画を積極的に進めよう意識している人が少ない
- 8 その他 ()
- 9 わからない

問7 女性が活躍できる仕事・職場環境にするために何が必要と思いますか。(〇はいくつでも)

- 1 経営者が女性の活躍の促進に積極的であること
- 2 職場の上司・同僚が、女性が働くことに理解があること
- 3 育児・介護との両立について職場の支援制度が整っていること
- 4 長時間労働の必要がないこと、勤務時間が柔軟であること
- 5 身近に相談できて目標になる女性がいること
- 6 性別に関係なく仕事が適正に評価されること
- 7 仕事にやりがいがあること
- 8 その他 ()

問8 女性の活躍が進むためには、家族や社会等でどのような環境整備が必要と思いますか。(〇はいくつでも)

- 1 夫の積極的な家事・育児・介護への参加
- 2 夫以外の家族・地域による家事・育児・介護への参加
- 3 保育施設等の育児サービスの充実
- 4 福祉施設等の介護サービスの充実
- 5 利用しやすい(育児・介護以外の)家事サービスがあること
- 6 スキルアップに向けた研修や職業相談等の再就職しやすい環境が整っていること
- 7 起業を希望する際に資金調達やノウハウが取得しやすい環境が整っていること
- 8 総合的な相談窓口が整備、充実していること
- 9 その他 ()

問9 あなたは、今後どのような分野で女性の参画が進むべきだと思いますか。(〇はいくつでも)

- 1 国、県や市町村議会の議員
- 2 国、地方公共団体の審議会等委員
- 3 国、地方公共団体の管理職
- 4 企業の管理職
- 5 起業家
- 6 学校の管理職
- 7 農協、漁協等の農林水産団体の役員
- 8 自治会、ボランティア、PTAなどの役員
- 9 その他 ()
- 10 わからない

女性と仕事についておたずねします。

問10 一般的に女性が職業をもつことについて、あなたはどのように思いますか。(〇はひとつだけ)

- 1 女性は職業をもたない方がよい
- 2 結婚するまでは職業をもつ方がよい
- 3 子どもができるまでは、職業をもつ方がよい
- 4 子どもができて、ずっと仕事を続ける方がよい
- 5 子どもができたら仕事をやめ、大きくなったら再び仕事をもつ方がよい
- 6 その他 ()
- 7 わからない

現在、就業していない女性の方だけにおたずねします。

問11 今後就業したいと思いますか。(〇はひとつだけ)

- | | |
|------------------|-----------|
| 1 常勤で就業したい | 3 就業したくない |
| 2 パートタイムなどで就業したい | 4 わからない |

仕事と家庭・地域活動の両立についておたずねします。

結婚している（事実婚や別居を含む）方におたずねします。

問12 あなたの家庭では、次のような家事などを、主に誰が行っていますか。

アからキの各項目について、1から6の中で、ひとつ選んでください。

アからキのうち当てはまらないものについては記入する必要はありません。

(〇はそれぞれひとつずつ)

	夫	妻	夫婦	子ども	家族全員	その他の人	わからない
ア 食事の準備	1	2	3	4	5	6	7
イ 食事の後片づけ、食器洗い	1	2	3	4	5	6	7
ウ 買い物	1	2	3	4	5	6	7
エ 洗濯	1	2	3	4	5	6	7
オ ごみ出し	1	2	3	4	5	6	7
カ 掃除	1	2	3	4	5	6	7
キ 育児全般	1	2	3	4	5	6	7
ク PTA、学校行事等への参加	1	2	3	4	5	6	7
ケ 町内行事等への参加	1	2	3	4	5	6	7
コ 高齢者の介護等	1	2	3	4	5	6	7

問16 自治会長やPTA会長など、女性が地域活動のリーダーになるためには、どのようなことが必要だと思いますか。（〇はいくつでも）

- | | |
|---|--|
| 1 | 女性が地域活動のリーダーになることに対する女性自身の抵抗感をなくすこと |
| 2 | 女性が地域活動のリーダーになることに対する男性の抵抗感をなくすこと |
| 3 | 社会の中で、女性が地域活動のリーダーになることについて、その評価を高めること |
| 4 | 女性が地域活動のリーダーになることについて、啓発や情報提供・研修を行うこと |
| 5 | 女性が地域活動のリーダーに一定の割合でなるような取組を進めること |
| 6 | その他（
） |
| 7 | 特に必要なことはない |
| 8 | わからない |

男女間における暴力についておたずねします。

問17 あなたは、次のようなことが男女間（夫婦・交際相手）で行われた場合、それを暴力だと思えますか。AからLの各項目について、1から3のうちあなたの考えに近い番号に〇をつけてください。（〇はそれぞれひとつずつ）

	どんな場合でも暴力にあたると思う	暴力にあたる場合も、そうでない場合もあると思う	暴力にあたるとは思わない
A 平手でうつ	1	2	3
B 足でける	1	2	3
C 身体を傷つける可能性のある物でなぐる	1	2	3
D なぐるふりをして、おどす	1	2	3
E 刃物などを突きつけて、おどす	1	2	3
F いやがっているのに性的な行為を強要する	1	2	3
G 見たくないのに、ポルノビデオやポルノ雑誌を見せる	1	2	3
H 何を言っても長時間無視し続ける	1	2	3
I 交友関係や電話・メールを細かく監視する	1	2	3
J 「誰のおかげで生活できるんだ」とか、「かいしようなし」と言う	1	2	3
K 大声でどなる	1	2	3
L 生活費を渡さない（諸々の費用を負担しない）	1	2	3

これまでに結婚したことがある方、交際相手がいた（いる）方におたずねします。

問18 あなたはこれまでに、配偶者または交際相手から、次のようなことをされたことがありますか。AからCのそれぞれについて、1、2、3のあてはまる番号に○をつけてください。（○はそれぞれひとつずつ）

	まったく ない	1、 2度あ った	何 度もあ った
A 身体的暴行（例えば、なぐったり、けったり、物を投げつけたり、突き飛ばしたりするなどの身体に対する暴行）	1	2	3
B 心理的攻撃（例えば、人格を否定するような暴言や交友関係を細かく監視するなどの精神的な嫌がらせ、あるいは、あなたもしくはあなたの家族に危害が加えられるのではないかと恐怖を感じるような脅迫）	1	2	3
C 性的強要（例えば、いやがっているのに性的な行為を強要されるなど）	1	2	3

問18で、A、B、Cのうちひとつでも、これまでに「1、2度あった」、「何度もあった」と答えた方にお聞きします。AからCのすべてが「まったくない」という方は、問21へお進みください。

問19 配偶者または交際相手から、問18に該当することをされた時期について、お答えください。（○はいくつでも）

	1 年以 内に あつ た	ま だ 6 年 前 か ら 2 年 前 ま で に あ つ た	6 年 以 内 に は な か つ た
A 身体的暴行（例えば、なぐったり、けったり、物を投げつけたり、突き飛ばしたりするなどの身体に対する暴行）	1	2	3
B 心理的攻撃（例えば、人格を否定するような暴言や交友関係を細かく監視するなどの精神的な嫌がらせ、あるいは、あなたもしくはあなたの家族に危害が加えられるのではないかと恐怖を感じるような脅迫）	1	2	3
C 性的強要（例えば、いやがっているのに性的な行為を強要されるなど）	1	2	3

問19で、A、B、Cのうちひとつでも、「1年以内にあった」、「6年前から2年前までにあった」と答えた方にお聞きします。AからCのすべてが「6年以内にはなかった」という方は、問21へお進みください。

問20 あなたは6年以内に、配偶者または交際相手から受けたそのような行為について、誰かに打ち明けたり、相談したりしましたか。あてはまる番号すべてに○をつけてください。(○はいくつでも)

- 1 山口県男女共同参画相談センター（配偶者暴力相談支援センター）に相談した
- 2 警察に連絡・相談した
- 3 法務局・地方法務局、人権擁護委員に相談した
- 4 町役場に相談した
- 5 裁判所に相談した
- 6 民間の専門家や専門機関（弁護士・弁護士会、カウンセラー・カウンセリング機関、民間シェルターなど）に相談した
- 7 医療従事者（医師、看護師など）に相談した
- 8 学校関係者（教員、養護教員、スクールカウンセラーなど）に相談した
- 9 職場・アルバイトの関係者（上司、同僚、部下など）に相談した
- 10 家族や親戚に相談した
- 11 友人・知人に相談した
- 12 その他（)
- 13 どこ（だれ）にも相談しなかった

以下、すべての方におたずねします。

問21 あなたは、配偶者や交際相手等からの暴力について、相談できる窓口があることを知っていますか。次の中から、知っているものすべてに○をつけてください。(○はいくつでも)

- 1 山口県男女共同参画相談センター（配偶者暴力相談支援センター）
- 2 警察
- 3 法務局・地方法務局・人権擁護委員
- 4 町役場
- 5 裁判所
- 6 民間の専門家や専門機関（弁護士・弁護士会、カウンセラー・カウンセリング機関、民間シェルターなど）
- 7 その他（具体的に)
- 8 相談できる窓口として知っているところはない

〔DV相談窓口〕

山口県男女共同参画相談センター083-901-1122

〔性暴力相談窓口〕

やまぐち性暴力相談ダイヤルあさがお083-902-0889

行政への要望についておたずねします。

問22 「男女共同参画社会」を形成していくため、今後、行政に対して、特に進めて欲しいと思われる施策に○をつけてください。(○はいくつでも)

- 1 男女平等、相互理解・協力についての普及・啓発を進めること
- 2 政策・方針決定過程へ女性を積極的に登用すること
- 3 女性の就業を促進し、女性の職業訓練の場を充実すること
- 4 女性の学習の場を充実し、女性のリーダーを養成すること
- 5 男女の生き方に関する情報提供や交流の場、相談、教育などの機能を整備すること
- 6 学校教育の場で、男女平等や相互理解のための学習を充実すること
- 7 保育所、学童保育などの施設・サービスを整備すること
- 8 介護施設、サービスを整備すること
- 9 女性の進出が少ない分野への進出を促すための取組を行うこと
- 10 その他（具体的に)

問23 次の用語のうち、あなたが見たり聞いたりしたことがあるものをすべて教えてください。(○はいくつでも)

- 1 男女共同参画社会
- 2 女子差別撤廃条約
- 3 男女雇用機会均等法
- 4 女性活躍推進法
- 5 政治分野における男女共同参画推進法
- 6 ポジティブ・アクション（積極的改善措置）
- 7 ワーク・ライフ・バランス（仕事と生活の調和）
- 8 配偶者暴力（DV〔ドメスティック・バイオレンス〕）
- 9 ジェンダー平等
- 10 性的マイノリティ（LGBT）
- 11 選択的夫婦別氏制度（選択的夫婦別姓制度）
- 12 生理の貧困
- 13 子ども食堂
- 14 上記1～13の用語については、いずれも見たり聞いたりしたものはない

用語の説明は P12・13 に掲載しております。

問24 男女共同参画社会の実現に向け、ご意見・ご要望（実際に、困っていることなど）がありましたら、ご自由にご記入ください。

次ページへつづく

男女共同参画に関する用語の説明

◆男女共同参画社会

男女が互いに人権を尊重しつつ、責任も分かち合い、性別にかかわらず、その個性と能力を十分に発揮できる社会です。

◆女子差別撤廃条約

1979年12月、第34回国連総会において採択され、1981年9月に発効しました。日本は1980年7月に署名、1985年6月に批准しました。同条約は、国連憲章、世界人権宣言、国際人権規約、女子差別撤廃宣言等に規定されている性による差別禁止の原則を更に具体化したものです。

◆男女雇用機会均等法

職場における男女の均等な機会及び待遇の確保などを図るための法律です。募集・採用、配置・昇進を含む雇用管理のすべての段階における女性労働者に対する差別の禁止、セクシュアル・ハラスメントの防止についての配慮、母性保護に関する措置等が規定されています。

◆女性活躍推進法（女性の職業生活における活躍の推進に関する法律）

女性の職業生活における活躍の推進について、その基本原則を定め、並びに国、地方公共団体及び事業主の責務を明らかにするとともに、基本方針及び事業主の行動計画の策定、女性の職業生活における活躍を推進するための支援措置などについて規定されています。

◆政治分野における男女共同参画推進法（政治分野における男女共同参画の推進に関する法律）

衆議院、参議院及び地方議会の選挙において、男女の候補者の数ができる限り均等となることを目指すことなどを基本原則とし、国・地方公共団体の責務や、政党等が所属する男女のそれぞれの公職の候補者の数について目標を定める等、自主的に取り組むよう努めることなどが規定されています。

◆ポジティブ・アクション（職場での男女格差の改善への自主的な取組）

男性と女性の間で格差がある場合、その格差を改善するために必要な範囲で、男女いずれか一方に対して、その活動に参画する機会を積極的に提供することをいいます。要するに、男女間に生じている格差のために同じスタートラインに立つことができない状況を改善し、男女を同じスタートラインに立たせることを目的に実施する措置です。

◆ワーク・ライフ・バランス（仕事と生活の調和）

働く者が、その意欲と能力を活かして充実した生活を送れるよう、仕事と生活を調和させる考え方です。

◆配偶者暴力（DV、ドメスティック・バイオレンス）

配偶者やパートナーなど親密な関係にある（あるいはあった）者からの暴力を意味するものです。なお、一口に「暴力」といっても単に身体的な暴力だけでなく、大声で怒鳴るなどの精神的な暴力や、経済的圧迫をするなどの経済的な暴力など様々な形態があります。

◆ジェンダー平等

性別に関わらず、平等に責任や権利や機会を分かちあい、あらゆる物事を一緒に決めてゆくことを意味しています。「ジェンダー（社会的・文化的に作られた性別）の平等と女性のエンパワーメント（生きるための力を身につける取組）」は、SDGs（※）の重要なテーマで、また日本では「男女共同参画社会基本法」で21世紀の最重要課題となっています。

※SDGs(Sustainable Development Goals：持続可能な開発目標)とは、世界で広がる貧困・格差・地球環境の危機を克服し「持続可能な社会・経済・環境」を目指す、世界共通の目標で、2030年という達成期限を設け、17のゴール（目標）と169のターゲット（具体目標）に、国連加盟国193カ国のすべての国が取り組むことを約束しているものです。「ジェンダー平等」は、SDGsの「ゴール5 ジェンダー平等を実現しよう」に位置づけられており、「あらゆる場所におけるすべての女性及び女子に対するあらゆる形態の差別を撤廃する。」「人身売買や性的、その他の種類の搾取など、すべての女性および女子に対する、公共・私的空間におけるあらゆる形態の暴力を排除する。」「公共のサービス、インフラ及び社会保障政策の提供、ならびに各国の状況に応じた世帯・家族内における責任分担を通じて、無報酬の育児・介護や家事労働を認識・評価する。」「政治、経済、公共分野でのあらゆるレベルの意思決定において、完全かつ効果的な女性の参画及び平等なリーダーシップの機会を確保する。」などの具体目標が掲げられています。

◆性的マイノリティ（LGBT）

レズビアン（女性の同性愛者）、ゲイ（男性の同性愛者）、バイセクシュアル（両性愛者）、トランスジェンダー（身体と心の性が一致していないため身体の性に違和感を持ったり、心の性と一致する性別で生きたいと望む人）等が、人口に占める割合が少ないことから性的マイノリティ（性的少数者）と言われることがあります。

◆選択的夫婦別氏制度（選択的夫婦別姓制度）

現在の民法のもとでは、結婚に際して、男性または女性のいずれか一方が、必ず氏を改めなければなりません。そして、現実には、男性の氏を選び、女性が氏を改める例が圧倒的多数です。ところが、女性の社会進出等に伴い、改氏による社会的な不便・不利益を指摘されてきたことなどを背景に、夫婦が望む場合には、結婚後も夫婦がそれぞれの結婚前の氏を称することが認められる「選択的夫婦別氏制度」の導入を求める意見があり、令和2年12月に閣議決定された第5次男女共同参画基本計画においても、夫婦の氏に関する具体的な制度の在り方に関し、国民各層の意見や国会における議論の動向を注視しながら、司法判断も踏まえ、更なる検討を進めることとされています。

◆生理の貧困

経済的な理由等により、女性が生理用品を十分に購入できない状態にあることをいい、新型コロナウイルス感染症の流行の長期化に伴い、全国的に問題が顕在化しています。

◆子ども食堂

子どもが1人でも行ける無料または低額の食堂で、子どもへの食事提供から孤食の解消や食育、さらには地域交流の場などの役割を果たしているもので、民間発の自主的かつ自発的な取組です。子どもの育ちを支援するためだけでなく、子育て中の親、高齢者や引きこもりの若者などにとっての居場所となり得ることから、子どもの貧困対策、子育て支援、介護予防、虐待予防など多機能を持つ場所として全国各地に広がっています。

ご協力ありがとうございました。